

議案第 5 7 号

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 2 4 年 1 1 月 2 1 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例（平成 2 4 年上尾市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定を次のように改める。

別表中「（第 1 2 条関係）」を「（第 1 5 条関係）」に改め、同表 1 の表中「団体貸切り使用料」を「団体利用の場合の利用料金」に改め、同表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表弓道場の項の次に次のように加える。

会議室兼スタジオ	600	600	600	600	2,400
----------	-----	-----	-----	-----	-------

別表 1 の表会議室の項を次のように改める。

附属設備	市長が別に定める額
------	-----------

別表 1 の表備考第 4 号中「及び会議室」を削り、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第 6 号及び第 7 号中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考に次の 1 号を加える。

- 1 0 準備作業その他の特別の事由があり、かつ、体育館の管理上支障がないと指定管理者が認めて 1 時間を単位に許可した場合における利用料金の額は、超過する利用時間 1 時間当たり、この表に掲げる利用区分／利用単位の区分（会議室スタジオ及び庭球場の区分を除く。）に応じ、それぞれ同表の午前の欄に掲げる利用料金の額（第 6 号又は第 7 号の規定が適用される場合にあつては、それらの規定を適用した額）の 3 分の 1 に相当する額（その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表 2 の表中「個人使用料」を「個人利用の場合の利用料金」に改め、同

表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場及び剣道場の項中「アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場及び剣道場」を「アリーナ、卓球室、柔道場及び剣道場」に改め、同項の次に次のように加える。

体力相談室兼トレーニング室	一般・学生	1回につき250
---------------	-------	----------

別表2の表に次のように加える。

附属設備	市長が別に定める額
------	-----------

別表2の表備考中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同表備考第5号中「使用料」を「利用料金」に改め、同号を同表備考第3号とし、同表備考中第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾市民体育館の効果的な運営と利用者サービスの向上に資することを目的に、準備作業等の料金区分の設定について規定を整備するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。